

## 井手町公告第16号

地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

井手町長 西 島 寛 道

### 1 地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地区

- ・多賀地区
- ・玉水・水無区
- ・上井手・田村新田区
- ・石垣・北・南区

### 2 縦覧場所

井手町役場 産業環境課

※ 閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時間に限る。

ただし開庁時間の正午から13時は除く。